

平成24年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント(案)

1. 急激な円高などにより加速する産業空洞化への対応

◆車体課税の抜本的見直し(国税・地方税)

- ▶ 産業の裾野が広い自動車産業の空洞化を回避し、自動車市場の活性化を図るために、重畠的な車体課税について、自動車取得税及び自動車重量税の廃止、自動車税における環境対応車への優遇措置の強化等、抜本的な税制の見直しを図る。

◆償却資産に対する固定資産税の見直し(地方税)

- ▶ 国内の新規投資を促進するとともに産業の空洞化を防止するため、工場の設備等(償却資産)に課される固定資産税について、国際的なイコールフッティングの観点から、負担の軽減に向けた見直しを図る。

◆原料用途免税の恒久化・本則化(国税)

- ▶ 我が国の基盤的産業の競争力を確保するため、国際的なイコールフッティングの観点から、石油化学製品等に利用される原料用石油製品等に係る免税・還付措置について、恒久化・本則化を行う。

◆軽油引取税の免税措置の延長(地方税)

- ▶ 中小企業の経営安定、製品等の安定供給等の観点から、生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置について、延長を図る。

2. 日本経済の新たな成長の実現

◆研究開発投資の充実(国税)

- ▶ 試験研究を行った場合の税額控除の上乗せ措置の恒久化を図る。

◆事業再編の促進(国税)

- ▶ 産活法の認定を受けて行う自社株式を対価としたTOB(株式公開買付)を促進するため必要な税制措置を講じる。

◆特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長(国税)

- ▶ 遊休資産等を活用した設備投資を促進するため、適用期限の延長を図る。

◆再生可能エネルギーの普及・拡大(国税・地方税)

- ▶ 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、グリーン投資減税の深掘りを行うとともに、固定資産税の課税標準額を軽減する対象設備の拡充を図る。
- ▶ 再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に際し、国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に導入効果を高めるため、税制上適切な措置を講ずる。

◆資源確保の推進(国税)

- ▶ 資源開発投資を促進するため、損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認める海外投資等損失準備金制度について適用期限の延長を図る。

3. 地域の経済・雇用を支える中小企業の活性化

◆中小企業投資促進税制の拡充(国税)

- ▶ 中小企業の設備投資を活性化するため、対象設備を拡充した上で、延長を図る。

◆少額減価償却資産に係る事務負担の軽減(国税・地方税)

- ▶ 中小企業が30万円未満の償却資産を取得した場合の損金算入特例措置について延長を図るとともに、当該資産に係る固定資産税の免除措置を講じる。

◆中小企業の事業承継税制の見直し(国税)

- ▶ 事業承継税制の活用を促進するため、適用要件の緩和等、所要の見直しを行う。

◆交際費課税の特例の延長(国税)

- ▶ 中小企業における交際費の損金算入の特例について適用期限の延長を図る。

検討事項

◆地方法人二税の見直し(地方税)

◆印紙税のあり方の検討(国税)

◆事業所税の見直し(市町村合併関連)(地方税)

(参考)平成23年度税制改正法案の着実な実施

◆法人実効税率の引下げ(国税)

- ▶ 我が国企業の国際競争力を高め、我が国立地環境の改善を図るため、法人実効税率を主要国並みに段階的に引き下げるべく、法人実効税率を5%引き下げる。

◆中小軽減税率の引下げ(国税)

- ▶ 中小法人に対する軽減税率を15%まで引き下げる。

◆地球温暖化対策のための税の導入(国税)

- ▶ 省エネ・新エネ対策等エネルギー需給の高度化に必要な財政需要に対応するため、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。その際、所要の免税・還付措置を講じる。